

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の
法人税額の特別控除に関する明細書

		事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
国 家 戦 略 特 別 区 域 の 名 称		1					
特 定 事 業 の 内 容		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	国家戦略特別区域担当大臣の 確認を受けた事業実施計画に 記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・
	取 得 年 月 日	7	・	・	・	・	・
	特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	10					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (9)－(10)	11					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
(11)のうち(7)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額の合計額		12	円	調 整 前 法 人 税 額		21	円
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額		13		(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)			
(11)のうち(7)が平成31年4月1日 以後であるものに係る額の合計額		14		当 期 税 額 基 準 額		22	
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額		15		$(21) \times \frac{20}{100}$			
(14)のうち(6)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額		16		当 期 税 額 控 除 可 能 額		23	
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額		17		((20)と(22)のうち少ない金額)			
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{15}{100}$ $+((13)+(17)) \times \frac{8}{100}$	18		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額		24	
				(別表六(六)「8の⑧」)			
	$((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{14}{100}$ $+((15)-(17)) \times \frac{7}{100}$	19		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額		25	
	税 額 控 除 限 度 額 (18) + (19)	20		$(23) - (24)$			
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六十七
令七・四・一以後終了事業年度分